# 平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省29-9)

政策分野名 [施策名]	需要構造等	等の変化に対	応した生産	<ul><li>供給体制の</li></ul>	改革					担当部局名	生産局(政策統括官) 【生産局総務課/園芸作物課/地域対策官/技術普及課/農業環境対策課/畜産企画課/ 音産振興課/飼料課/牛乳乳製品課/食肉鶏卵課/政策統括官農産企画課/穀物課/地域作物課】 (大臣官房文書課災害対策室/生産局総務課生産推進室)	
政策の概要 [施策の概要]	市場の開拓 でいく必要 このため、	Fの可能性を がある。	踏まえ、消す ンの発想に	少社会の到来 費者に選択さ よる多様で高 策を行う。	れる商品や	サービスの作	共給、新たな	価値の創造	に取り組ん	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展	
政策に関係する内閣の重要政策	食料·農業 第3 2	•農村基本計 (6)	十画(平成27	年3月31日)						政策評価 実施予定時期	平成31年8月	
施策(1)	国産農畜産	を物の競争力	の強化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	高齢化や世	世帯構成の変	ど化、ライフス	スタイルの多様	<b>後化が進む</b> 中	コ、加工・業	務用需要の対	増加など需要	長構造等の2	大きな変化に対応するとともに、輸品	出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。	
目標① 【達成すべき目標】	飼料用米等	等の戦略作物	の供給拡力	7								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
バルとコロホ	- 本十世	基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	, MIAC	16味が及んを出入り口味性(ハイ・口味干皮)が飲んが低度	
ア 飼料用米・米粉用米の生産量	129,020トン	平成25年度	1,200,000\range	平成37年度	295,378トン 463,041トン (飼料用米: 440,066トン 米粉用米:	385,840トン 525,012トン (飼料用米: 505,998トン 米粉用米:	476,303トン	566,765トン	657,227トン	の生産努力目標の達成に向けて については、平成37年度にそれ	:、飼料用米・米粉用米等の戦略作物については、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごと「、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされている。 飼料用米・米粉用米の生産努力目標ぞれ110万トン、10万トンと設定しており、その合計(120万トン)を指標として選定した。また、毎年、して、年度ごとの目標値を設定した。	
イ 小麦の生産量	811,700トン	平成25年度	950,000ト ン	平成37年度	22,975トン) 861,273トン 1,004,000トン	19,014トン) 870,146トン 790,800トン	879,019トン	887,892トン	896,765トン	標の達成に向けて、不断に点検	、表、大豆等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目 しながら、生産拡大を図ることとされている。小麦の生産努力目標については、平成37年度に生 59、これを指標として選定した。また、毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごと	
ウ 大豆の生産量	199,900トン	平成25年度	320,000 ト ン	平成37年度	239,727トン 243,100トン	247,754トン	255,781トン	263,808トン	271,835トン	標の達成に向けて、不断に点検	、、麦、大豆等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目 しながら、生産拡大を図ることとされている。大豆の生産努力目標については、平成37年度に生 らり、これを指標として選定した。また、毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごと	
目標② 【達成すべき目標】	畜産クラス	ター構築等に	こよる畜産の	競争力強化					<u> </u>	THE WILLIAM CONTROL		
						年月	度ごとの目標	標値				
測定指標	基準値	準値			年月	度ごとの実 <del>だ</del>	績値 		測定	2指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 搾乳牛1頭当たり年間労働時間	105時間	平成25年度	102時間	平成37年度	105時間	104時間	104時間	104時間	103時間	び「酪農及び肉用牛生産の近代 基盤の強化を図る中で、省力化、 働負担を測る指標として、搾乳牛	継者等の確保を困難としている一要因となっていることを踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」及 化を図るための基本方針」において、畜産クラスター(注1)の推進等により競争力を高め、生産 、分業化、放牧の推進等により労働負担の軽減を推進することとしている。このため、酪農家の労 ・1頭当たり年間労働時間を指標として選定した。 ドから算出される平成37年度の年間労働時間(102時間)を設定し、年度ごとの目標値はすう勢値	
					105時間	104時間				を設定した。	下から鼻山される千成の千成の千度の中間の歯呼間はU2時間)を改定し、千度ことの自標値はすり身値 年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値及び実績値は、前年度の値を記入して	

イ 国産食肉の利用拡大のための国産 牛肉、豚肉、鶏肉の生産量  コ 国産鶏卵の継続的かつ安定的な生産・消費に資するため、鶏卵価格の 安定化(鶏卵価格(年間卸売価格) の変動幅)	牛肉51万トン       豚肉131万トン       鶏肉146万トン       ±27.5%	平成25年度 平成16-21 年度の変 動幅を基 に算出	鶏肉146万トン 土25%以内	平成37年度 毎年度	牛肉51万トン       豚肉131万トン       鶏肉146万トン       牛肉47万トン       株内127万トン       鶏肉127万トン       3カトシ       ±25%以内       ±9.5%	ン 牛肉46万トン 豚肉128万ト ン 鶏肉154万ト ン	牛肉52万トン 豚肉131万ト 漁肉146万トン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生肉52万トン 豚肉131万トン 鶏肉146万トン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	生肉52万トン 豚肉131万ト シ 鶏肉146万ト ン 土25%以内	「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費 仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産牛肉、豚肉、鶏肉 の生産量を指標として選定した。 目標値は、食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標である牛肉52万トン、豚肉131万トン、鶏肉146万トンと設定した。 鶏卵は自給率が極めて高くかつ短期的な供給量の調整が難しいことから、需要の変動により価格が変動しやすい特性がある。 このため、養鶏経営の競争力強化のためには、鶏卵価格の安定が重要であり、鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅を指標として 選定した。 目標値については、過去の1エッグサイクル(6年)における変動幅の実績を元に算出しており、具体的には、平成16-21年度の 鶏卵の年間卸売価格の2変動幅が±27.5%であることから、年度ごとの目標値を±25%以内とした。		
日保 園芸作物等の供給力の強化 国芸作物等の供給力の強化 年度ごとの目標値												
							せごとの目れ せごとの実績					
測定指標	基準値	基準年度	■ 目標値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
■ 指定野菜(ばれいしょを除ぐ)におけ	100%	TI Aos fr th	1,00%	Ti-bos fr the	106%	111%	117%	123%	128%	食料・農業・農村基本計画において、平成37年度の野菜の生産努力目標は、25年度生産量の1,195万トンから約200万トン増加 させる1,395万トンと設定しており、特に、野菜需要の過半を占めているものの、国産比率が低下している加工・業務向け需要にお いて、国産比率を高めることが重要である。 このため、加工・業務用野菜のうち特に国民生活上重要な野菜である指定野菜(注2)について、その出荷量を増大させることに ついて指標として選定した。なお、出荷量はだいこんやたまねぎ等の重量野菜の作況不良等により大きら影響を受けることから、		
ろ加工・業務向け出荷量の増減率	100%	平成25年度	168%	平成37年度	109%	114%				指定野菜13品目それぞれの加工・業務向け出荷量の増減率の平均をもって評価する。 目標値は、20年度から25年度までの直近6カ年において加工・業務向けの出荷量のすう勢及び施策効果による輸入品からの置き換えを加味し、出荷量ペースでは25年度80万トンから37年度112万トンまでの約32万トン増加することとし、それを品目ごとの増減率の平均に換算した値(168%)とした。また、年度ごとの目標値は、この増加率を各年均等に設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。		
<b>ノ</b> 野菜の市場入荷量の変動の抑制	1.8%	平成17年	1.4%	平成37年	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	食料・農業・農村基本計画において、「野菜について、価格低落時における生産者補給金の交付等を通じて生産者の経営安定と野菜の安定供給を図る。」としており、その実現に向け、野菜価格安定対策を実施しているところである。このため、野菜の安定供給が図られていることを示す指標として、「市場入荷量の変動の抑制」の程度を表す「変動係数」を選定した。これは、過去5年間の指定野菜の市場入荷量を元に算定したすう勢値と、実際の入荷量との乖離の程度を示すものである。変動係数の基準年は、事業目標設定時に、平成17年以前の過去10カ年の市場入荷量を基にすう勢値を求め、そのすう勢値と		
(変動係数)	110%	1,9021	111/0	1,945.1	1.5%	1.4%				市場入荷量の乖離を示す変動係数を5年平均し、基準値を1.8%(基準年:17年)と設定。目標年を基準年の10年後の27年、目標値を基準値の1割減の1.6%と設定した測定指標を継続して、新たな目標年を現行基本計画の目標年の37年とし、目標値をさらに削減し、1.4%とした。 変動係数は、天候の影響を受けやすいものの、各年の目標値については、毎年、一定割合で減少するものとして設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年の実績値を把握できないことから、年ごとの目標値は、前年の値を記入している。		
消費者・実需者ニーズに対応した					7%	8%	9%	10%	11%	食料・農業・農村基本計画において、平成37年度の果実の生産努力目標を25年度生産量の301万トンから309万トンに増加させるとともに、その克服すべき課題として、多様な消費者・実需者ニーズに対応した優良品目・品種への転換の加速化を挙げている。また、果樹農業振興基本方針において、改植と併せて小規模園地整備(注3)を行うとされている。このため、これらの取組が		
ウ 優良果実の供給拡大(優良果実の 供給面積割合)	5%	平成25年度	17%	平成37年度	7.7%	8.9%				行われる優良果実の供給面積の割合を指標として選定した。 果樹産地全体の栽培面積から優良果実の供給面積の割合を求め、近年の取組状況や果樹農業振興基本方針に基づく取組の推進の方向性から、目標値を17%と設定し、年度ごとの目標値は、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。		
エ 国産花きの産出額	3,761億円 平成24年 (		6.500億円	平成37年	3,761億円	3,874億円	3,990億円	4,110億円	4,233億円	花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針において、平成37年の花きの産出額目標を設定しているため、指標として選定した。 目標値は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを		
一 自然110でが出出版		1 100217	2,000 E 1	1 77017	3,785億円	3,732億円				が上及いが過少に対して、他にも、新年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることから当該年に需要が伸びるものと仮定して、年ごとの目標値を設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年の実績値が把握できないことから、年ごとの目標値は前々年の値を記入している。		
オ茶の輸出額	66億円	平成25年	150億円	平成31年	90億円	102億円	118億円	134億円	150億円	茶は、地域農業において重要な役割を果たしているとともに、条件不利地域である中山間地域においても、重要な基幹作物となっている。また、食料・農業・農村基本計画において、輸出拡大に向け、輸出ー一ズに応じた茶の生産・加工技術の導入等を推進することとしたほか、農林水産省にて平成25年8月に策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」においては、輸出相手国の残留農薬対策等の輸出環境整備、ジャジ・ブランドでの日本茶のPR、マーケティングを行うと、等により、2020年まで		
<b>3</b> 水火棚山銀	00億円	十成20年	1900息円	十八31年	101億円	116億円				旧十国の7次目候条対東等の側回環境登開、シャン・フントでの日本条のFR、マーケノインを11分と等により、2020年まで に茶の輸出額を150億円にする目標を定めていることから、輸出額を指標として選定した。 「未来への投資を実現する経済対策」 (28年8月閣議決定)において目標を1年前倒し31年で達成することとした。 年ごとの目標値については、最近の輸出動向を踏まえ、28年度から毎年16億円増に設定した。		

目標(4) 【達成すべき目標】	有機農産物	物や薬用作物	の生産拡力	7								
					年度ごとの目標値							
測定指標	基準値	基準値		ļ		年月	度ごとの実 T	績値 	1	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根	拠	
		基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
ア 全耕地面積に占める有機農業の取 組面積の割合	0.4%	平成24年度	1.0%	平成30年度	_	_	0.7%	0.8%	1.0%	「有機農業(注4)の推進に関する法律(平成18年法律112号)」に基づき、平成26年4月に策定した本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面標としていることから、指標として選定した。		
AC田(154〜151) ロ					_	_				年度ごとの目標値については、平成27年度までの実績値から指数近似により設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は前年度	の値を記入している。	
					_	_	524ha	545ha	566ha	食料・農業・農村基本計画において、薬用作物については、漢方薬メーカーとの契約栽培の取組 を満たすための栽培技術の確立等を推進することとしている。		
	524ha <sup>3</sup>									これらの取組を推進するため、平成25年度から産地と漢方薬メーカーとのマッチングを推進すると、等地域特産作物産地確立支援事業により産地形成を促進するための取組を支援しており、収穫面	債を指標として選定したな	
イ 薬用作物の栽培面積		平成27年	630ha	平成32年						「薬用作物に関する資料(日本特産農産物協会)の調査結果では、調査に協力しているデータ提供 ているところが多く、収穫面積が政策に反映されていないため、調査協力先が非開示としているとこ		
					_	_				積を指標として再設定した。 目標値は、栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえ基準値を27年の524haから32年	Eの630haに増大すること	
										年ごとの目標値は、すう勢値を設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年の実績値を把握することができないことから、年ごとの目標値は、	前々年の値を記入してい	
政策手段		算額計(執行	:		丰度 予算額	関連する		政策手段の概要等				
(開始年度)	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]	28年度 [百万円]		7 异银 万円]	指標				以水丁代20/00支寸	ビュー 事業番号	
(1) 主要農作物種子法 (昭和27年)	_	_	_		-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	本法律は 的・戦略的	、優良な種な種子の生産	子生産及び 産及び普及	及び普及を促進するため、種子の生産について、は場審査その他の措置を実施。 普及に寄与してきたところであるが、今後は、都道府県のみならず、民間のノウハウも活用して広域 を進めていくため、都道府県中心の法制度となっている本法律を廃止。(平成30年4月1日施行) ついては、種苗法の告示と農産物検査により担保する。	-	
米穀の新用途への利用の促進に関 (2) する法律 (平成21年)	_	_	_		_	(1)-①-ア	を含む。)と 画(生産製 生産製造	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等 を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計 恒(生産製造連携事業計画の設定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼 料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。				
酪農及び肉用牛生産の振興に関す (3) る法律 (昭和29年)	-	_	-		_	(1)-②-ア (1)-②-イ	<ul><li>・酪農及び</li><li>・酪農適地</li><li>・上記に関 置を実施。</li></ul>	に生乳の濃乳 連して生乳等 づき、酪農及	の近代化を 密生産団地 等の取引の2	るため、 総合的かつ計画的に推進するための措置 を形成するための集約酪農地域の制度 公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措 生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給	-	
(4) 畜産物の価格安定に関する法律 (昭和36年)	_	_	-		-	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・指定乳製 による認定 ・指定を ・指定を ・指定を ・ (独) 農畜	・指定乳製品の価格が著しく低落し、または低落するおそれがあると認められる場合に乳業者が行う調整保管の計画の農林水産大臣による認定 ・指定食肉、鶏卵の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉、鶏卵の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定 ・(独) 農畜産業振興機構による指定食肉の買入・交換・売渡等を実施。 畜産物の価格の安定を図ることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達が促進され、目標である牛肉等の生産量の確保に寄与				
加工原料乳生産者補給金等暫定 (5) 措置法 (昭和40年)	_	_	-		_	(1)-②-ア	①取引条件付。 ②指定乳動 生乳の価	製品等の輸入	、売渡等。 理化と牛乳	コナ(脱脂粉乳、バター、チーズ等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給金を交 及び乳製品の価格の安定を図ることにより、酪農及びその関連産業の健全な発展を促進し、国産畜	-	
(6) 牧野法 (昭和25年)	_	-	-		_	(1)-②-ア (1)-②-イ				を適正にし、その他牧野の荒廃の防止のための措置を実施。 化を図ることにより、飼料自給率の向上に寄与する。	-	
(7) 肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年)	_	_	_		_	(1)-②-イ	資する施策	ぎを実施。		保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	_	

(8) 家畜商法 (昭和24年)	-	-	-	-	-	(1)-②-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	_
(9) 家畜取引法 (昭和31年)	-	_	-	-	_	(1)-②-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。	_
(10) 養豚農業振興法 (平成26年)	-	_	-	-	-	(1)-②-イ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費 の拡大等の施策を実施することにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。	_
11) 家畜改良增殖法 (昭和25年)	-	_	-	-	-	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	_
12) 飼料需給安定法 (昭和27年)	-	_	-	_	=	(1)-②-イ (1)-②-ウ	輸入飼料の買入、保管、売渡の実施に関する措置を実施。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を図り、もって国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
13) 養鶏振興法 (昭和35年)	-	_	-	-	-	(1)-②-イ (1)-②-ウ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
14) 養蜂振興法 (昭和30年)	-	_	-	_	_	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ	■ 蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の増産及び農作物等の花粉受精の効率化を図ることにより、優良果実の供給拡大等、国産農畜産物	_
15) 野菜生産出荷安定法 (昭和41年)	-	_	-	_	-	(1)-③-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。	_
16) 果樹農業振興特別措置法 (昭和36年)	_	_	-	-	_	(1)-③-ウ	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施。 本法に基づき、平成27年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズ の高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。	-
17) 花きの振興に関する法律 (平成26年)	_	_	_	-	_	(1)-③-エ	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施。 本法に基づき、27年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、 花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。	-
18) お茶の振興に関する法律 (平成23年)	_	_	-	-	_	(1)-③-才	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の氏統に関する知識等の普及等の措置を実施。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。	-
19) 地力增進法 (昭和59年)	-	_	-	-	-	(1)-(1)-T	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	_
持続性の高い農業生産方式の導入 20)の促進に関する法律 (平成11年)	-	_	-	_	-	(1)- <b>④</b> -ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、有機農業を含む環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。	-
21) 有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	-	_	-	-	-	(1)-(1)-T	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定。有機農業を消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。	-
22) 農業改良助長法 (昭和23年)	-	_	-	-	-		効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	-
23) 農業機械化促進法 (昭和28年)	-	_	-	-	-		農業の機械化を促進するため、農機具の試験研究、実用化の促進及び検査鑑定等を実施。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	-

砂糖及びでん粉の価格調整に関す (24)る法律 (昭和40年)	_	-	-	_		<ul><li>・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施。</li><li>・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施。</li><li>甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。</li></ul>	-
食品安定供給施設整備資金(米穀 新用途利用促進) (平成21年度) (主)	2,000の 内数 (100)	2,000の 内数 (200)	300の内数 (0)	300の内数	(1)-①-ア	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を(株)日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進。 米粉・飼料用の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。	-
米活用畜産物等プランド化推進事 ( <b>26</b> ) 業 (平成28年度) (主)	_	_	35 (29)	35	(1)-①-ア	飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するため、畜産物の付加価値の向上等に向けた取組の実証及び全国的な認知度向上を図る上で必要となる事例等の情報収集・発信等の取組を支援。 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を図ることにより、米全体の需要の維持に寄与する。	0166
経営所得安定対策等 (27) (平成25年度) (関連: 29-6)	641,138 (521,462)	701,907 (660,267)	671,068 (594,307)	662,458	(1) -①-ア (1) -①-イ (1) -①-ウ	経営安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接 支払交付金と、農業者の拠出を前捷としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減少影響緩和対策を実施。 また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図 る水田活用の直接支払交付金を実施。 上記交付金を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定を図り、もって国産畜産物の安定供給の 確保に寄与する。	0103
産地活性化総合対策事業 (28) (平成22年度) (主、関連:29-1、11、12、13)	2,882の 内数 (2,029の 内数)	2,193 の内数 (1,973の 内数)	5,186の 内数 (3,470の 内数)	2,355の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-③-ア (1)-③-エ (1)-④-イ	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産・流通システムの高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援。 新品種・新技術等を活用した産地形成等を図ることにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	0145
強い農業づくり交付金 (29) (平成17年度) (主、関連:29-3、11、13)	32,262の 内数 (31,226の 内数)	52,429の 内数 (49,286の 内数)	21,582の 内数 (20,170の 内数)	20,174の内数	(1)-①-7 (1)-①-4 (1)-①-9 (1)-②-7 (1)-②-7 (1)-③-7 (1)-③-± (1)-③-‡ (1)-③-4	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設等の整備や再編を支援。産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与する。	0137
学校給食用牛乳供給推進事業 (30)(昭和37年度) (主)	913 (813)	913 (859)	744 (695)	744	(1)-②-ア	安全で品質の高い国産牛乳を年間を通じて学校給食用に安定的かつ効率的に供給することにより、牛乳の飲用習慣が定着、飲用需要が増加し、乳価の価格上昇が期待され、酪農家の手取りが増えることで規模拡大や設備投資が可能となり、結果、搾乳牛1頭当たり年間労働時間の減少に寄与する。	0129
指定生乳生産者団体補給交付金 (31)(昭和41年度) (主)	25,230 (25,230)	22,230 (22,230)	13,230 (13,230)	24,300	(1)-②-ア	当該補給金(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、取引条件が不利な加工原料乳に対して補給金を交付)が農畜産業 振興機構を通じて生産者に交付されることにより、酪農家の手取りの確保、経営の安定化、将来を見据えた規模拡大や設備投資の推 進が可能となり、結果、搾乳牛1頭当たり年間労働時間の減少に寄与する。	0130
加工原料乳生産者経営安定対策 事業交付金 (平成13年度) (主)	11 (11)	10 (10)	9 (9)	9	(1)-②-ア	加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金による加工原料乳生産者積立金により、加工原料乳の生産者に補填金を交付を行い、これにより経営が安定化することにより、将来を見据えた規模拡大や設備投資の推進が可能となり、結果、搾乳牛1頭当たり年間労働時間が減少することに寄与する。	0135
乳製品国際規格策定活動支援事 (33) 業 (平成23年度) (主)	16 (16)	15 (15)	11 (11)	11	(1)-②-ア	我が国の乳製品の規格や製造実態に即した国際規格が策定されることにより、我が国の乳製品の輸出促進に寄与し、国産乳製品の需要が高まり、加工原料乳の価格上昇、酪農家の手取りの増加等が期待され、規模拡大や設備投資が可能となり、結果、搾乳牛1頭当たり年間労働時間の減少に寄与する。	0149
酪農経営体生産性向上緊急対策 (34)事業 (平成29年度) (主)	_	-	_	6,000	(1)-2-7	酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入等を支援することにより、酪農家の労働負担の 軽減に寄与する。	新29-0012
同料増産総合対策事業のうち草地 (35) 生産性向上対策事業 (平成22年度) (主)	696 (535)	290 (276)	290 (258)	277	(1)-②-ア (1)-②-イ	生産性向上のための草地改良、優良飼料作物種子の普及、飼料作物種子の調整保管、飼料生産技術者の資質向上等を支援。 草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進や、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用及び種 子の安定供給の推進により、飼料自給率の向上及び飼料費の低減による安定的な畜産経営の確立に寄与する。	0143
牛肉等関税財源畜産業振興対策 (36) 交付金 (平成3年度) (主)	57,091 (57,091)	57,091 (57,091)	57,091 (57,091)	35,281	(1)-②-イ	畜産農家の経営安定、食料自給率の向上及び安全・安心な国産畜産物の供給を図るための各種事業を実施。 畜産物価格の低落時等に機動的に対応することにより、肉用牛生産者等の経営安定と国産畜産物の安定的な供給確保に寄与する。	0133
					•		

ド肉用牛生産の近代化を 成するための中期計画及 優良な家畜の普及などに 合の確保に寄与する。	0134
価格調整対策等により、需	0136
組といった国産飼料の一 ことで、国産牛肉の増産に	0138
ータの全国的な収集・分 域的な遺伝的能力評価の り、国内畜産経営の健全	0139
可能とすることにより、家 に関する基本方針に沿っ	0148
円滑な融通を支援すること	0069
指導を支援することによ f拡大に寄与する。	新29-0013
需者)が連名で申し込む が価格の安定を図り、もっ	0161
利用畜産物の差別化を促率の向上に寄与する。	0141
密舎期間を設けて需給改	0144
たな野菜産地の育成、産造改革を進めることで、加	0159
組む次世代施設園芸拠 共給拡大に寄与する。	0150
とで、野菜生産者の経営	0131
ナた優良品目・品種への 実の生産拡大等を図ること	0142
換や高品質化を加速化す はい手への集積等に伴う茶 促進に寄与する。	0146
創 領金一田 一名 一日	成するための中期計画及 優良な家畜の普及などに 窓の確保に寄与する。 価格調整対策等により、需 組といった国産飼料の一 ことで、国産牛肉の増産に 一タの全国的な収集・分 成的な遺伝的能力評価の の、国内畜産経営の健全 可能とすることにより、家 こ関する基本方針に沿っ 円滑な融通を支援すること 指導を支援すること 指拡大に寄与する。 需者)が連名で申し込む が価格の安定を図り、もっ 利用畜産物の差別化を促 率の向上に寄与する。 とき期間を設けて需給改 とな野菜産地のることで、加 組む次世代施設園芸拠 集給拡大に寄与する。 とき期間を設けて需給改 とな野菜産進めることで、加 組む次世代施設園芸拠 集給拡大に寄与する。 とな野菜生産者の経営 とな野菜生産者の経営 はない、野菜生産者の経営 はない、サントで、大の経営 はい、大の生産拡大等を図ること を変更を図ること

		:	:	T			
オーガニック・エコ農産物安定供給 (52) 体制構築事業(平成28年度) (関連: 29-13)	-	_	79 (76)	99	(1)-()-T	生産者と実需者(スーパーマーケット、レストラン等)の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援することにより、有機農業やこれを含む環境保全型農業で生産された農産物(オーガニック・エコ農産物)の生産拡大に寄与する。	0194
甘味資源作物生産者等支援安定 (53) 化対策 (昭和40年度) (主)	8,130 (8,130)	8,146 (8,145)		9,795		(独) 農畜産業振興機構が、国内産糖と輸入糖等との内外コスト格差を是正するため、安価な輸入糖等から徴収する調整金と当該交付金を財源として、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者及び国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対して、甘味資源作物交付金(さとうきび)及び国内産糖交付金を交付するとともに、代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費の助成を行う。また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の基幹作物であるさとうさびは、近年、台風、干ばつ、病害虫等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復を図るための取組に対し支援する。 国内産糖に係る諸外国との生産条件格差を補正するとともに、さとうきびの不作からの脱却による生産量の増加を図ることにより、地域農業・経済の振興及び食料自給率の維持・向上に寄与する。	0162
協同農業普及事業交付金 (54)(昭和58年度) (主、関連:29-1、11)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409		都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0132
国立研究開発法人農業・食品産業 技術総合研究機構農業技術革新 (55) 工学研究センター農業機械化促進 業務に要する経費 (平成15年度) (関連:29-11)	1680 (1,672)	1,673 (1,673)	1,771 (1,770)	1,842		農機具の試験研究、実用化の促進及び検査鑑定に向けた取組を支援。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。	0186
飼料生産型酪農経営支援事業 (56) (平成18年度) (主)	6,226 (5,889)	6,581 (5,923)	6,800 (5,979)	6,960		自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付。 輸入飼料の価格変動等に左右されない国産飼料への転換を進め、環境とも調和の取れた安定的な酪農経営の実現に寄与する。	0140
肉用牛の売却による農業所得の課 (57) 税の特例 (昭和42年度)	<15,859 > (<->)	, >	`>	_	(1)-②-イ	農業を営む個人又は農業生産法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円) 未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあっては所得 税及び住民税を免除し、農業生産法人にあっては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産 量の確保に寄与する。	-
農林漁業用A重油に係る石油石炭 (58) 税の特例措置 (昭和53年度)	=	-	-	-	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。	_
中小企業者等が機械等を取得した (59)場合の特別償却又は税額控除 (平成10年度)	-	-	-	-		農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万以下)。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	_
農業用軽油に係る軽油引取税の課 (60)税免除の特例措置 (昭和31年度)	<-> (<11,321 >)	<-> (<11,203 >)	-	-		農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
軽油を農林漁業の用に供した場合 (61)の石油石炭税の還付 (平成24年度)	-	-	_	-		農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。 農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	_
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は(62)法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(平成25年度)	-	-	-	-		青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		645,924 <276,400>	591,354 <264,134>	483,349 <162,661>	_		

594,783 503,313 <214,256> <148,571>

政策の執行額[百万円]

#### 参考:移替え予算に係る政策手段一覧

		36						
	政策手段 (開始年度)		[額計(執行	(額)	29年度	関連する		平成29年行政事業レ
			26年度 27年度 28年度 [百万円] [百万円] [百万円]		当初予算額 [百万円] 指標		政策手段の概要等	ビュー 事業番号
	【参考: 復興庁より】 東日本大震災農業生産対策交付 (1) 金 (平成24年度) (関連: 29-3)	7,381の 内数 (4,946の 内数)	6,347の 内数 (4,153の 内数)	2,592の 内数 (1,997の 内数)	2,586の内数	$ \begin{array}{c} (1) - \bigcirc - \gamma \\ (1) - \bigcirc - \gamma \\ (1) - \bigcirc - \lambda \\ (1) - \bigcirc - \gamma \\ (1) - 2 - \gamma \\ (1) - 2 - \lambda \\ (1) - 3 - \gamma \\ (1) - 3 - \gamma \\ (1) - 3 - x \\ (1) - 4 - \lambda \\ \end{array} $		復興庁0084
	【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:29-1,3,13,20,22)	-	-	-	4,710の内数	(1) - ④ - ア	福島県において有機IASの認証取得や有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入、商談会・産地見学会を通じた新たな 販路開拓等を支援することにより、有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大等に寄与する。	復興 新29-0005

<sup>(</sup>注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

<sup>(</sup>注2)当族破肉「胴体の「20十2日が「予明」所に バースロックの日は、脚体スルスのはアルスのない 200mの (注2)当族政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策の例例に、「主」と記載している。また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

<sup>(</sup>注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

### 参考資料

### 1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

	<b>七</b> 堙(マ)	把握の方法	農林水産省政策統括官穀物課調べ「需要に応じた米生産の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告により把握
	1日1赤(丿)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A・ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
目標①	性無( / )	把握の方法	農林水産省統計部「作物統計」(平成28年産麦類(子実用)の収穫量)により把握
	1日1示(1)	達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	七	把握の方法	農林水産省統計部「作物統計」(平成28年産豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)により把握
	扫伝(リノ)	達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
目標②	七年(元)	把握の方法	農林水産省統計部「畜産物生産費統計」(牛乳生産費)により把握
	扫信(プ)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (平成25年度基準値 - 当該年度実績値) / (平成25年度基準値 - 当該年度目標値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		把握の方法	牛肉・豚肉:農林水産省統計部「食肉流通統計」(枝肉生産量)により把握 鶏肉:(独)農畜産業振興機構「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)により把握
			[牛肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差( $\sigma$ =0.8) $\Lambda$ (おおむね有効): (当該年度目標値 $-\sigma$ ) ≦当該年度実績値 $\leq$ (当該年度目標値 $+2\sigma$ ) $\to$ 8 (有効性の向上が必要である): (当該年度目標値 $-2\sigma$ ) ≦当該年度実績値 $<$ (当該年度目標値 $-\sigma$ ) $\to$ 6 (当該年度期間がある): 当該年度実績値 $<$ (当該年度目標値 $-2\sigma$ ) $\to$ 7 (目標超過): (当該年度目標値 $+2\sigma$ ) $\to$ 3 (当該年度実績値 $<$ 1 (当該年度目標値 $+2\sigma$ ) $\to$ 3 (当該年度目標値 $+2\sigma$ )
	指標(イ)	達成度合の判定方法	[豚肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差( $\sigma$ =2.7) A(おおむね有効): (当該年度目標値 $-\sigma$ ) $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ (当該年度目標値 $+2\sigma$ ) (128万トン $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ 136万トン) B(有効性の向上が必要である): (当該年度目標位 $-2\sigma$ ) $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ (当該年度実績値 $<$ (当該年度申標値 $-\sigma$ ) (126万トン $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ (38年度申標値 $-2\sigma$ ) C (有効性に問題がある): 当該年度実績値 $\leq$ (38年度申標値 $-2\sigma$ ) (当該年度実績値 $\leq$ 175万トン) A'(目標超過): (当該年度目標値 $+2\sigma$ ) $\leq$ 当該年度実績値 (136万トン $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ 136万トン $\leq$ 3 $\leq$ 3 $\leq$ 3 $\leq$ 4 $\leq$ 4 $\leq$ 4 $\leq$ 5 $\in$ 5 $\in$ 7 $\in$ 6 $\in$ 7 $\in$ 7 $\in$ 9 $\in$ 1 $\in$ 9 $\in$ 1 $\in$ 9 $\in$ 1 $\in$ 1 $\in$ 9 $\in$ 1 $\in$ 1 $\in$ 9 $\in$ 1 $\in$ 1 $\in$ 1 $\in$ 1 $\in$ 1 $\in$ 2 $\in$ 2 $\in$ 1 $\in$ 2 $\in$ 2 $\in$ 3 $\in$ 1 $\in$ 2 $\in$ 2 $\in$ 3 $\in$ 3 $\in$ 2 $\in$ 3 $\in$ 3 $\in$ 2 $\in$ 3 $\in$ 4 $\in$ 3 $\in$ 3 $\in$ 3 $\in$ 4 $\in$ 3 $\in$ 3 $\in$ 4 $\in$ 3 $\in$ 9 $\in$ 1 $\in$ 3 $\in$ 3 $\in$ 9 $\in$ 1 $\in$ 1 $\in$ 1 $\in$ 2 $\in$ 3 $\in$ 4 $\in$ 3 $\in$
			[鶏肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の生産量より回帰直線を作成し、この回帰直線から得られる値と実績値との間に生じる差異の標準偏差(σ=3.0) A (おおむね有効): (当該年度 J 標値 - σ ) ≤ 当該年度 実績値≤ (当該年度 J 標値 + 2 σ ) (143万トン ≤ 当該年度 J 書 候値 - 2 σ ) ≤ 当該年度 実績値< (当該年度 J 書 候値 - σ の ) と
	454票/上)	把握の方法	JA全農調べ:たまご東京M相場(卸売価格)により把握
	指標(ワ)	達成度合の判定方法	A(おおむね有効): ±25%以内、B(有効性の向上が必要である): ±25%超±27.5%以下、C(有効性に問題がある): ±27.5%超
		指標(ウ)	指標(ア) 達成度合の判定方法

		把握の方法	農林水産省統計部「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)により把握
	指標(ア)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績値 - 平成25年度基準値) / (当該年度目標値 - 平成25年度基準値) × 100 A ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		把握の方法	農林水産省統計部「青果物卸売市場調査報告」(卸売数量)により把握
	指標(イ)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = {1 - (当該年の5年間平均変動係数 - 当該年の目標値) / 当該年の目標値) × 100 A ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		把握の方法	農林水産省生産局園芸作物課調べ「果樹経営支援対策事業の実績」(取組面積)及び「果樹産地構造改革計画策定等調査」(栽培面積)により把握
目標	指標(ウ)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = {(当該年度の取組面積/当該年度の果樹産地栽培面積) - 平成25年度基準値}/(当該年度の目標値 - 平成25年度基準値)×100 A ランク:150%超、A ランク:90%以上150%以下、B ランク:50%以上90%未満、C ランク:50%未満
		把握の方法	農林水産省統計部「生産農業所得統計」及び農林水産省生産局園芸作物課調べ「花木等生産状況調査」(花きの産出額)により把握
	指標(工)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = [当該年実績値 - {平成24年基準値 - (年平均減少額×基準値以降の経過年数)}] / [当該年目標値 - {平成24年基準値 - (年平均減少額×基準値以降の経過年数)}] × 100 A ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		把握の方法	財務省「貿易統計」(緑茶)により把握(HSコード:090210000及び090220000)
	指標(才)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年実績値 - 平成25年基準値) / (当該年目標値 - 平成25年基準値) x 100 A ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		把握の方法	農林水産省生産局農業環境対策課調べ「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)により把握
目標	指標(ア)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値) × 100 A ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	1512 ( / )	把握の方法	公益財団法人日本特産農産物協会 「薬用作物(生薬) に関する資料」(栽培面積) により把握
	指標(イ)	達成度合の判定方法	達成度合(%) = (当該年実績値 - 平成24年基準値) / (当該年目標値 - 平成24年基準値) x 100 A ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

# 2.用語解説

注1	畜産クラスター	畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が連携し、クラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
注2	指定野菜	消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜。 具体的には以下の14品目。 キャベツ、きゅうり、 さといも、 だいこん、 トマト、 なす、 にんじん、 ねぎ、 はくさい、 ビーマン、 レタス、 たまねぎ、 ばれいしょ、 ほうれんそう,
注3	小規模園地整備	優良果実の供給拡大に必要不可欠な土壌土層改良、園地の傾斜緩和、園内道の整備等。
注4	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用い て行われる農業。